

申告納入期限の特例について（概要）

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

<特例の承認を受けた場合の納期限>

宿泊のあった月	申告納入期限	宿泊のあった月	申告納入期限
3月分 4月分 5月分	6月末日	9月分 10月分 11月分	12月末日
6月分 7月分 8月分	9月末日	12月分 1月分 2月分	3月末日

<適用開始月の注意点>

- 承認後、適用開始月を記載した「承認通知書」を送付します。
- 承認通知書に記載の適用開始月は、前頁の表の「宿泊のあった月」を指します。
- 適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

(例) 承認通知書に【令和3年7月分に係る申告から適用】と記載されている場合
6月宿泊分（7月末申告納入期限） ⇒ 7月末日までに申告納入（原則どおり）
7月宿泊分（8月末申告納入期限） ⇒ 9月末日までに申告納入（特例）
(※9月末日までに7、8月分（2か月分）を申告納入)

① 適用の要件

- ア 申請書の提出前12月間（以下「対象期間」という。）の納入すべき宿泊税が240万円※以下であること。 ※福岡市と福岡県の税額を合わせた額
- イ 過去に本特例の取消しを受けた場合は、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ウ 対象期間において、過少申告加算金等の決定を受けておらず、申告が適正に行われていること。
- エ 対象期間において、市税の徴収金を滞納していないこと。
- オ 申請書を提出した月の12か月前の月の初日までに、宿泊施設の経営を開始し、かつ経営申告書を提出していること。
- カ 特別徴収義務者の財産その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

② 申請方法

適用を希望する場合は、「宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の承認申請書」を市宿泊税係に提出し、申請してください。

※ 申請書の審査には、2週間程度要します。

※ 申請は、宿泊施設ごとに行う必要があります。

※ 適用を受けた方は、適用が取り消されない限り、次年度以降も継続となります。

③ 適用の承認

申請いただいたもののうち適用することが可能な方に対して、適用の決定を行い、承認通知書を送付します。

なお、特例の適用については、承認通知書に記載された特例の開始月からとなります。「宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認申請書」を提出していても、特例の適用開始月までは原則どおり毎月申告が必要となりますのでご注意ください。

④ 適用の取消し

ア 申告納入期限までに申告納入がないなど、特例適用の要件を満たさなくなると認められる場合は、当該年度末に特例の適用を取り消します。その場合、3月末までに取消通知書により通知します。

特例が取り消された場合は、翌4月末日申告納入期限分（3月宿泊分）から毎月申告していただくこととなります。

イ 特例適用の取消しを希望される場合は、「宿泊税納入申告書の提出期限及び納入期限の特例の適用者承認取消申請書」を提出し、申請してください。

特例が取り消された場合は、取消通知書により通知しますので、通知書に記載された月以降から毎月申告してください。